令和８年　特別区人事委員会勧告の補足資料

【月例給の引上げ】

行政職給料表（一）について

○　民間企業や国における初任給の動向等を踏まえ、初任給をⅠ類・Ⅲ類ともに 9,500 円引上げ

○　係長職以上については、その役割の重要性が高まっていることや昇任意欲醸成の観点から、３級以上は令和７年を上回る改定

○　有為な人材の確保及び定着のため、早期昇格者に重点を置きつつ、給料表の全ての級及び号給について、給料月額を引上げ

行政職給料表(一)の級別改定率　　（単位:％）

	1級 (係員)	2級 (主任)	3級 (係長)	4級 (課長補佐)	5級 (課長)	6級 (部長)	全級
改定率	4.1	3.7	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9

（注）各級で実際に在職している職員についての加重平均改定率を示す。